

## 姫路市私立教育・保育施設職員処遇総合支援事業 FAQ（令和5年6月30日）

### 1. 対象施設について

No	質問	回答
1	特定教育・保育施設として新設または同施設へ移行する場合、対象となるのか	市内所在の私立特定教育・保育施設であれば対象となります。

### 2. 対象職員について

No	質問	回答
2	対象となる資格（免許）は、保育士資格、幼稚園教諭の普通免許状のいずれか1つで良いのか	対象となる資格は、公定価格上の職員配置基準において保育士（教諭）として配置数に含むことができる資格を指し、幼稚園においては幼稚園教諭免許、保育所においては保育士資格、認定こども園においては保育士資格または幼稚園教諭免許になります。
3	「園児の教育及び保育に直接従事する者」とは	公定価格上の職員配置基準において保育士（教諭）として配置数に含む職員を指します。
4	対象外職員とは、具体的にどのような想定か	対象施設の経営に携わる職員（法人役員、理事長、理事、監事等）、個人経営の場合の経営者（代表者）、施設長、副園長または教頭で園児の教育及び保育に直接従事していない者、調理員や事務員の職員等は対象外となります。なお、 <u>主任保育士、主幹保育教諭、処遇改善等加算Ⅱ</u> において月額40,000円の処遇改善の対象となる保育士等は、当事業の対象です。
5	対象職員の要件を全て満たしているが、対象外職員の要件も満たす場合の取扱いについて	対象外職員に当てはまる者は、対象要件の充足状況に関わらず、対象外です。 (例：要件を全て満たす主任保育士で、法人役員である者等)
6	派遣会社等からの派遣（契約）職員は対象となるか	対象外です。対象施設の設置者と直接雇用契約を締結している職員が対象となります。
7	市外在住の職員も対象となるのか	要件を満たしていれば、居住地は姫路市内外を問わず、対象となります。
8	同法人の系列施設に異動した場合や配置換となった職員の取扱いについて	対象施設の要件を満たす施設に異動する場合は、異動先で引き続き対象となります（申請は職員が所属する施設が行います）。ただし、市外の保育所や認可外保育所等の対象外施設への異動、事務員等の対象外職員への配置換の場合、異動・配置換後の期間は対象外となります。
9	申請時点で既に退職していた職員にも遡及して支給が必要か	原則、勤務した期間分は、遡及して支給してください。 ただし、退職後に音信不通となった等、本人とのあらゆる接触が困難である場合には、この限りではありません。 手続き上、「対象職員一覧表（計画）兼収支予算書」に氏名及び支給できない理由（備考欄）を記載してください。

姫路市私立教育・保育施設職員処遇総合支援事業 FAQ（令和5年6月30日）

10	過去1年間に別の施設で勤務していた経験がある職員は対象となるのか	対象となります。 (姫路市保育士等定着支援一時金給付事業(以下、「定着支援事業」という。)では対象外でしたが、当事業では対象となります。)																							
11	1月の労働時間が120時間以上であるが、1日につき6時間以上かつ1月につき20日以上の勤務ではない職員の取扱いについて	<p>1月の労働時間が120時間以上であるが、1日につき6時間以上かつ1月につき20日以上の勤務ではない職員についても、当事業の対象職員となります。</p> <p>処遇改善等加算Ⅰにおける加算率算定の対象となる職員及び当事業の対象となる職員は、以下のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="824 443 2101 646"> <thead> <tr> <th rowspan="2">月の勤務時間 時間数/日及び日数/月</th> <th colspan="2">120時間以上</th> <th rowspan="2">120時間未満</th> </tr> <tr> <th>6時間以上かつ20日以上</th> <th>6時間未満または20日未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当事業</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>処遇改善等加算Ⅰ</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p>勤務年月数については、原則、処遇改善等加算Ⅰと同様に、1日につき6時間以上かつ1月につき20日以上勤務していた期間とすることを想定しております。</p> <p>例外として、処遇改善等加算Ⅰにおける加算率算定の対象となる職員に該当しないが、当事業の対象となる職員に該当する(上表下線部)の場合、当事業における勤務年月数は以下のとおり取り扱います。</p> <table border="1" data-bbox="824 837 2101 1088"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>パターン</th> <th>勤務年月数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>過去に定着支援事業または当事業の対象職員だった期間がない職員</td> <td>1日6時間以上かつ1月につき20日以上勤務していた期間</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>過去に定着支援事業または当事業の対象職員だった期間がある職員</td> <td>1日6時間以上かつ1月につき20日以上勤務していた期間 +定着支援事業または当事業の対象職員だった期間</td> </tr> </tbody> </table> <p>※この取扱いにより、処遇改善等加算Ⅰにおける勤務年月数と当事業における通算経験年数に相違が発生します。その場合、「対象職員一覧表(計画)兼収支予算書」の備考に「6時間未満または20日未満の期間を含む」と記載してください。</p>	月の勤務時間 時間数/日及び日数/月	120時間以上		120時間未満	6時間以上かつ20日以上	6時間未満または20日未満	当事業	○	○	×	処遇改善等加算Ⅰ	○	×	×	No	パターン	勤務年月数	1	過去に定着支援事業または当事業の対象職員だった期間がない職員	1日6時間以上かつ1月につき20日以上勤務していた期間	2	過去に定着支援事業または当事業の対象職員だった期間がある職員	1日6時間以上かつ1月につき20日以上勤務していた期間 +定着支援事業または当事業の対象職員だった期間
月の勤務時間 時間数/日及び日数/月	120時間以上			120時間未満																					
	6時間以上かつ20日以上	6時間未満または20日未満																							
当事業	○	○	×																						
処遇改善等加算Ⅰ	○	×	×																						
No	パターン	勤務年月数																							
1	過去に定着支援事業または当事業の対象職員だった期間がない職員	1日6時間以上かつ1月につき20日以上勤務していた期間																							
2	過去に定着支援事業または当事業の対象職員だった期間がある職員	1日6時間以上かつ1月につき20日以上勤務していた期間 +定着支援事業または当事業の対象職員だった期間																							

## 姫路市私立教育・保育施設職員処遇総合支援事業 FAQ（令和5年6月30日）

12	通算経験年数に算定できる施設について	<p>① 子ども・子育て支援法第7条第4項に定める教育・保育施設及び同条第5項に定める地域型保育事業を行う事業所</p> <p>② 学校教育法第1条に定める学校及び同法第124条に定める専修学校</p> <p>③ 社会福祉法第2条に定める社会福祉事業を行う施設・事業所</p> <p>④ 児童福祉法第12条の4に定める施設</p> <p>⑤ 認可外保育施設で以下に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地方公共団体における単独保育施策による施設</li> <li>2 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書を交付された施設</li> <li>3 企業主導型保育施設</li> <li>4 幼稚園を設置する者が当該幼稚園と併せて設置している施設</li> <li>5 ①に移行前の認可外保育施設</li> </ol> <p>※処遇改善等加算Ⅰの認定において、通算経験年数に算入できる施設と同じ。</p>
13	通算経験年数の算定方法とは	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4月1日時点で対象職員の要件を満たしている場合 事業年度の4月1日時点で、それ以前にNo12に記載の施設で1日6時間以上かつ1月につき20日以上勤務していた期間の年月数から、月数を切り捨てた数</li> <li>・ 年度途中で対象職員の要件を満たした場合 対象職員となった日時点で、それ以前にNo12に記載の施設で1日6時間以上かつ1月につき20日以上勤務していた期間の年月数から、月数を切り捨てた数</li> </ul>
14	既に保育補助等で勤務している職員で、この度、新たに保育士免許をとり、対象職員となった場合の通算経験年数について	資格の有無に関わらず、No13に記載のとおりとします。
15	定着支援事業を受給していた職員が受給期間満了後、当事業の対象となる場合通算経験年数の取扱いに違いはあるか	定着支援事業では通算経験年数に他施設の勤務実績を含みませんが、当事業では現施設の勤務年数に加え、他施設の勤務実績も含んだ期間が本人の通算経験年数となります。

## 姫路市私立教育・保育施設職員処遇総合支援事業 FAQ（令和5年6月30日）

### 3. 対象経費について

No	質問	回答
16	対象経費に制限はあるのか	処遇改善に伴い給与として支出する費用を対象経費とします。給与の増額に伴う法定福利費の増分については、経費とすることができません。なお、支払方法（手当・一時金等）に定めはありません。

### 4. 処遇改善の額及び補助金額について

No	質問	回答
17	事業年度4月時点で定着支援事業の対象であったが、年度途中で支給満了の36カ月を迎える等の場合の取扱いについて	事業年度内で支給満了の36カ月を迎える職員については、37カ月目から事業年度末までの間「通算経験年数3年以上の職員」の単価での支給対象となりますので、当該勤務月数を申請してください。
18	事業年度4月時点で定着支援事業の対象であったが、本人都合で退職となった者の取扱いについて	4月から退職した月までの勤務月数分は当事業の対象となります。 当初の申請時点では対象者として計画しておらず、追加で対象者とする場合は、変更交付申請を行い、決定を受けてから職員へ処遇改善を行ってください。
19	年度途中採用や免許を取得した等、年度途中で対象職員の要件を満たした職員の取扱いについて	対象職員となった日が月の初日の場合は当月から対象となり、月途中の場合は翌月から対象となります。
20	年度途中に育児休業等から復帰した職員の取扱いについて	復帰日が月の初日の場合は復帰月から対象となり、復帰が月途中の場合は翌月から対象となります。
21	職員が年度途中に退職、育休等に入った場合の取扱いについて	月の初日時点で雇用契約があり、かつ当事業による処遇改善が行われる月までを対象とします。
22	育休期間、傷病期間中の職員の通算経験年数の取扱いについて	育休期間は在籍しているものとし、有給・無給に関わらず通算経験年数に計上します。傷病期間等は有給の期間のみ対象となります。（育休期間は通算経験年数には含まれますが、当事業による処遇改善の対象期間にはできません。）
23	転入者に対する加算はないのか	当事業では転入者加算はありません。
24	潜在保育士等、過去に保育施設での勤務歴がある職員の経験年数の取扱いについて	No13に記載のとおりです。長期間保育士として就労していない場合や、他市所在の施設から異動した場合等も、過去の勤務歴を含みます。
25	処遇改善の額（月額）は固定であるのか	通算経験年数3年未満の職員は月額20,000円、通算経験年数3年以上の職員は月額15,000円で固定です。 固定額を下回る処遇改善は対象経費として認めません。

**姫路市私立教育・保育施設職員処遇総合支援事業 FAQ（令和5年6月30日）**

26	各職員への支給時期に定めはあるか	事業年度内であれば、指定はありませんが、誤支給の防止や予算の確保の観点から交付決定後の支給を推奨します。																				
27	当事業が実施される前提で、4月以降、すでに処遇改善を行っている場合、対象となるか	事業年度中の支給は遡及して対象経費とすることができます。ただし、交付決定内容を上回る支給等があった場合でも、姫路市より超過分の補助金交付はできませんので、トラブルを避けるためにも、交付決定後の支給を推奨します。																				
28	申請においては、対象職員の全員を申請する必要があるか	<p><b>職員の処遇改善を目的とする事業であるため、原則、対象となる職員全員の申請をお願いいたします。</b></p> <p>ただし、各施設で職員の給与水準や財政状況が異なることを勘案し、例外として、全対象職員のうち申請する職員を限定した申請（以下の3パターンに限る。）も受け付けます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>パターン</th> <th>3年未満</th> <th>3年以上7年未満</th> <th>7年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>通算経験年数が3年未満の職員のみ</td> <td>全員</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>通算経験年数が7年未満の職員のみ</td> <td>全員</td> <td>全員</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>通算経験年数が7年未満の職員および7年以上の職員のうち一部の職員のみ</td> <td>全員</td> <td>全員</td> <td>一部</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「3年以上7年未満職員のみ」「7年以上職員のみ」等、上記パターン以外は認めません。</p> <p>※3年未満の職員がいない等、該当職員がいない場合は、この限りではありません。</p>	No	パターン	3年未満	3年以上7年未満	7年以上	1	通算経験年数が3年未満の職員のみ	全員	—	—	2	通算経験年数が7年未満の職員のみ	全員	全員	—	3	通算経験年数が7年未満の職員および7年以上の職員のうち一部の職員のみ	全員	全員	一部
		No	パターン	3年未満	3年以上7年未満	7年以上																
		1	通算経験年数が3年未満の職員のみ	全員	—	—																
		2	通算経験年数が7年未満の職員のみ	全員	全員	—																
3	通算経験年数が7年未満の職員および7年以上の職員のうち一部の職員のみ	全員	全員	一部																		

**5. 対象者の判定例**

No	職員の経験年数・雇用形態など	該当期間・金額等備考
A	令和5年4月時点で通算経験年数0年（採用初年度）の職員	「令和5年4月～令和6年3月」の期間が対象となり、単価は「20,000円」です。 令和4年4月以降に雇用された場合には、当事業の対象となります（令和4年3月1日以前の採用者は、原則定着支援事業の対象者です）。
B	令和5年10月1日採用で、通算経験年数2年の職員	「令和5年10月～令和6年3月」の期間が対象となり、単価は「20,000円」です。
C	令和5年5月20日採用で、雇用開始日＝採用日時点で通算経験年数4年の職員	「令和5年6月～令和6年3月」の期間が対象となり、単価は「15,000円」です。
D	令和5年4月時点で通算経験年数6年の保育教諭であり、9月15日より育休に入る職員	「令和5年4月～令和5年9月」の期間が対象となり、単価は「15,000円」です。
E	令和5年4月時点で通算経験年数6年の保育教諭であり、7月2日に育休復帰する職員	「令和5年8月～令和6年3月」の期間が対象となり、単価は「15,000円」です。

## 姫路市私立教育・保育施設職員処遇総合支援事業 FAQ（令和5年6月30日）

F	令和5年6月15日に育休復帰し、令和5年12月10日より再度育休を取得する通算経験年数4年の職員	「令和5年7月～令和5年12月」の期間が対象となり、単価は「15,000円」です。
G	令和5年4月時点で通算経験年数8年の職員	「令和5年4月～令和6年3月」の期間が対象となり、単価は「15,000円」です。
H	令和5年4月時点で通算経験年数10年の保育教諭であり、処遇改善等加算Ⅱで40,000円の支給を予定されている職員	「令和5年4月～令和6年3月」の期間が対象となり、単価は「15,000円」です。
I	通算経験年数20年の副施設長で、保育士資格を有しない職員	対象職員の要件を満たさないため、対象外です。
J	法人役員を兼任する8年目職員が、令和5年9月末で役員でなくなった場合	「令和5年10月～令和6年3月」の期間が対象となり、単価は「15,000円」です。
K	定着支援事業の対象者で、令和5年5月末にて36カ月を迎え、引き続き同施設で勤務する者	令和5年6月以降も継続して就労する場合、「令和5年6月～令和6年3月」の期間が対象となり、単価は「15,000円」です。
L	定着支援事業の対象者であったが、本人都合で9月末に退職する者	定着支援事業の対象者とならない場合には、当事業で「令和5年4月～令和5年9月」の期間が対象となり、単価は「20,000円」です。 この場合のみ、通算経験年数に関わらず単価は「20,000円」となります。
M	市外施設で通算経験年数が5年あり、令和5年4月より姫路市の施設にて新たに勤務する者	「令和5年4月～令和6年3月」の期間が対象となり、単価は「15,000円」です。（転入者加算はありません。）